

ID: 24

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立学校施設使用条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第78号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第7条 すでに納めた使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。 (1) 使用者の責任でない理由により使用できないとき。 (2) 使用前に使用の許可の取消しの申出をし、委員会が相当の理由があると認めたとき。 (3) 委員会が使用の許可を取り消したとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市立学校施設使用条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の返還額) 第7条 条例第7条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を返還する場合の返還額は次のとおりとする。 (1) 校庭の夜間照明料 ア 使用開始前の場合 全額 イ 使用時間の2分の1を経過しない場合 半額 (2) 前号以外の施設の使用料 ア 条例第7条第1号又は第3号に該当する場合 全額 イ 条例第7条第2号に該当し、使用日の前7日までに使用の取消しがあった場合 全額 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、西東京市立学校施設使用料返還申請書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、西東京市立学校施設使用料返還承認書(様式第6号)を申請者に交付する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日